

学生主体の法教育 NPO が外部人材の役割を果たす可能性

-教員養成段階から法教育に携わる意義-

堀口愛芽紗（明治大学大学院法学研究科）

1.本研究の目的

本研究は、教職を目指す学生がボランティアとして法教育の活動に参加し、必要な法知識を小中高生に教える法教育 NPO（法人名：NPO 法人法教育団体 LEX）の外部人材としての可能性を述べるものである。

成年年齢引き下げにより、法や法制度が若い世代にとって身近な社会となっている中、日常生活においても十分な法知識を持って行動することができるように、法教育で補うことが求められている。このような法教育が必要とされる社会に対し、教育現場では教員の裁量により法教育の授業が十分に行われていない現状にある。また、学校側が法教育を実施する際に外部人材を招集するのにあたり、講師の招へいや費用負担の問題も課題である。そのために我が国における法教育の普及・発展を目指して、我々学生がボランティア活動しなければならないと考える。

法教育 NPO の設立にあたっては、法務省が実施している法教育推進協議会（第47回）にて報告された、「更なる法教育推進のための5か年計画」を参照し、「法教育の担い手の育成」を補うことを目指して設立した。教えることによって学生の学修への期待がさらに高まるとともに、小中高生の身を守る事ができるような法知識や法的ものの考え方を教育し、教員が法教育を実施する事が難しい現状を打開する手立てとなると考えている。

また、今年の7月7日に開催された「日 ASEAN 友好協力 50 周年」を記念する法務省主催の司法閣僚外交フォーラム特別イベント「日本における法教育の取組について」において、「学生主体の法教育 NPO による自主的な取組」として報告を行った。海外の有識者を含めて法教育の意見交換を実施した様子について本報告で紹介する。

2. 法教育実践

主な事業内容は、「小中高生への法教育事業」と「大学生を対象とした法教育の定期的教育事業」である。実践として、日本大学法学部の学園祭「法桜祭」にて、法教育授業を学生が実施する際に企画、指導及び監修を法教育 NPO が行った。題材は、労働法授業、18 歳成年年齢引き下げに伴う司法制度授業、裁判員裁判授業である。それぞれ法教育 NPO 及び法教育サークルに所属する学生が企画・作成を担当し授業を実施した。授業の参加者は高校生、大学生、保護者及び一般市民である。また、上記イベントに参加した保護者からの依頼で、今年度から私立高校にて条例づくり（探求学習）のサポートに取り組んでいる。従来までの特別講義のような法教育授業と異なり、継続的に実施するものである。本報告においては、それらの授業内容を報告する。